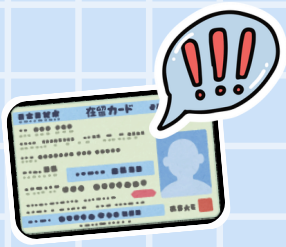
2026年6月14日(日)から 在留カードと特別永住者証明書のデザインが変わります！



出入国在留管理庁のホームページの情報を基に作成

2026年6月14日（日）以降に交付される在留カードと特別永住者証明書のデザインが変わります。詳細については出入国在留管理庁のホームページから確認できます。



現行の在留カード



新様式の在留カード

在留カードとは？

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html



現行の特別永住者証明書



新様式の特別永住者証明書

特別永住者証明書とは？

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tetuduki_tokubetu_shomeisho_00001.html

イメージは出入国在留管理庁のホームページから引用

変更に伴う注意点

現在保持している在留カード及び特別永住者証明書がまだ有効であれば、新様式に交換する必要はありません。

現行の在留カード及び特別永住者証明書は、券面の記載の有効期間満了日まで有効ですので、そのまま使うことができます。次回の更新申請等を行った際に新様式に変わります。

在留カードの券面記載事項が変わります。

現行の在留カードに記載されている「在留期間（「1年」、「3年」など）」「許可の種類」「許可年月日」「交付年月日」が記載されなくなります。これらの事項はICチップにのみ記録されるようになります。

「在留カード等読取アプリケーション」を利用してICチップの記録を確認することができます。詳細は出入国在留管理庁のホームページから確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html

「永住者」の在留カードと特別永住者証明書の有効期間が変わります。

現行の「永住者」の在留カードの有効期間満了日は交付日から7年ですが、新様式の在留カードは交付日から10回目の誕生日まで（18歳未満の者については、5回目の誕生日）となります。また、現行の特別永住者証明書の有効期間満了日は交付日から7回目の誕生日ですが、同様に交付日から10回目の誕生日までとなります。

1歳～15歳の子どもについても、顔写真が表示されます。

現在、16歳未満の者については顔写真が表示されていませんが、新様式の在留カード及び特別永住者証明書には、1歳以上の者から顔写真が表示されることになります。顔写真の表示は次回の更新申請等から適用されますので、申請の際に顔写真を提出してください。